

令和 8 年

第 5 回

富里市農業委員会議事録

令和 8 年 5 月 8 日（金）

本庁舎 3 階第 3 会議室

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第5回）

日 時 令和8年5月8日（金）

場 所 本庁舎3階第3会議室

招集者 富里市農業委員会会長 相 川 克 義

- 議 事
- 1 議事録署名委員の指名
 - 2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 5 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
 - 6 議案第5号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表（案）について
 - 7 議案第6号 令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）について
 - 8 議案第7号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について
 - 9 報告第1号 農地法第5条の規定による届出について
 - 10 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

農業委員

出席（8名）

1番	欠員	2番	田口榮一
3番	秋元和子	4番	森田孝子
5番	伊井義則	6番	塩澤英一
7番	津田博明	8番	相川克義

欠席（0名）

◎開 会

議 長 これより令和8年第5回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は7名中7名ですので、会議は成立しております。

(午後1時38分)

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。

津田 博明 君、田口 榮一 君、以上の諸君にお願いします。

◎議案第1号

議 長 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。

森田委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

森田委員。

森田委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1について書類審査及び現地調査の結果を御報告いたします。

担当は森田です。

概要は議案書記載のとおりです。

申請理由ですが、権利者は新規就農、義務者は経営規模縮小です。

申請地は、富里特別支援学校から南へ約200メートルに位置し市道に接しており、進入路は確保されています。

世帯員は3人で、専業1人、兼業2人です。農業に関する機械は一式完備しており、足りないものは徐々に購入していく予定となっております。

通作距離ですが、自宅から5.1キロメートル、車で11分です。

耕作の一切を第三者に委託する予定はありません。

申請地の状況は、サツマイモ苗が綺麗に植えてありました。

農地取得後は、甘藷・スイカ・トウモロコシなどを作付けする予定であり、効率的に利用されると考えられます。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議長 次に、所有権移転2を議題とします。

伊井委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

伊井委員。

伊井委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転2について書類審査及び現地調査の結果について御報告いたします。

担当は伊井です。

概要は議案書記載のとおりです。

申請理由は、権利者は経営規模拡大、義務者は経営規模縮小です。

申請地は、七栄から久能へ向かい獅子穴交差点のセブンイレブンから南へ100メートルほど行った左側に位置しています。

市道に接しており進入路は確保されています。周辺は住宅地に囲まれていましたが、ロータリーがけをしてありました。

申請者は、主に米とサツマイモを作付けしており、経営状況は田が25,151㎡、畑が1,141㎡です。

農業従事人数は2人で、農機具の保有状況はトラクター、草刈り機、田植え機です。

通作距離は自宅から36キロメートルで、車で50分程です。

農地取得後は、サツマイモを作付けする予定であり、効率的に利用されると考えます。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議長 次に、所有権移転3を議題とします。

塩澤委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

塩澤委員。

塩澤委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転3について書類審査及び現地調査の結果について御報告いたします。

担当は塩澤です。書類審査のため、出席者はありません。

申請地は、高松入から国道409号に向かい八街との行政界の左側に位置しています。

申請面積は2筆で2,757㎡で、進入路は確保されています。第三者の権利もありません。

今回の申請は贈与のため売買価格はありません。

申請地は、雑草に覆われていました。

権利者の営農状況ですが、水稻と畑作を行っており、畑は主に人参を作付けています。

従農者は1人ですが、雇用者を使っています。農機具はトラクター5台、その他3台があります。

農地取得後は、人参を作付けする予定で、申請地までは自宅から500メートル程度で、通作には問題ないと思われれます。

以上、報告をおわります。

議長 事務局

事務局 はい。議長。

事務局より補足説明をいたします。

本申請につきましても、親子間の持分移転になります。

申請に際し農地台帳を確認したところ、高松字浅間谷津540番3 2,126㎡の内95.6㎡について、平成27年3月16日付で農地法第5条の許可がされていました。権利者は八街市で、転

用目的が資材置場への進入路であり、転用を伴う使用貸借権設定の許可でした。

この件を申請代理人に伝えたところ、現在は進入路の形態は残されていない状況とのことでした。

事務局から八街市建設部道路河川課へ問い合わせをしたところ、資材置場は調整池になっており進入路としては現在使用しておらず、今後も使用する予定はないとのことでした。

地権者との使用貸借権契約は口頭であり、書面での契約はしていないとの説明でした。

この件について印旛農業事務所に事務処理について確認したところ、使用目的が終了しているのであれば、許可処分の取消願を提出する必要があると印旛農業事務所から八街市に対して指導をしております。

本来、3条許可申請提出前には5条許可処分の取消願を提出する必要がありますが、申請者の3条申請の手続きを遅らせたくないとの意向により、今回議案として提出させていただいたものです。

なお、正式に許可処分取消願が提出された場合には、ご報告させていただきます。

補足説明は以上です。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議 長 次に、所有権移転4を議題とします。

津田委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

津田委員。

津田委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転4について書類審査及び現地調査の結果について御報告いたします。

担当は津田です。

概要については議案書記載のとおりです。

権利者と義務者の関係については第三者です。

申請地は四区のグラウンドから東へ200メートルに位置し、進入路は市道で確保されていました。

申請者は主に人参を作付けしており、経営状況は自己所有地30,777㎡、借入地10,060㎡で合計40,837㎡です。

農業従事者は3人で、農機具の保有状況はトラクター9台、掘取機1台、キャロベスター2台、フォークリフト2台です。

申請地は自宅から700メートルに位置し近接しており条件に恵まれています。現状は綺麗に整備されていました。

農地取得後は人参を作付けする予定で効率的に利用されると考えます。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議長 次に、区分地上権設定1及び2を議題とします。

なお、本件については議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 一時転用を伴う賃貸借権設定1及び2と関連がありますので、一括議題といたします。

採決は、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 区分地上権設定1及び2並びに議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 一時転用を伴う賃貸借権設定1及び2を分割して行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 区分地上権設定1及び2並びに議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 一時転用を伴う賃貸借権設定1及び2について 森田委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

森田委員

森田委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 区分地上権設定1及び2並びに議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 一時転用を伴う賃貸借権設定1及び2は関連がありますので、一括して書類審査及び現地調査の結果について報告いたします。

担当は森田です。

概要は議案書記載のとおりです。

本案件は、営農型太陽光発電設備の更新案件です。

申請地の位置は、実の口交差点を八街方面へ800メートル進み、左折して300メートル先の左側に位置します。

既に設置済の太陽光発電設備ですが、草の中に柵が植えてある状況でした。

あまり管理がされていない状況でしたので、事務局がで草刈りをするよう指示をしているとのことでした。

設備は既に設置済みであり、追加工事等はありません。

設備関係は適正に運用されており、事業撤去時の農地復元書や撤去工事費用も確保されていきました。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 区分地上権設定1について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議長 次に、区分地上権設定2について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議 長 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 一時転用を伴う貸貸借権設定1について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

議 長 次に、一時転用を伴う貸貸借権設定2について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

議 長 なお、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 区分地上権設定1及び2については、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 一時転用を伴う貸貸借権設定1及び2について、千葉県知事による許可・不許可と調整をし、仮に不許可となった場合には、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 区分地上権設定1及び2を不許可へ変更し、不許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、千葉県知事の意見と調整をし、交付することに決定いたしました。

◎議案第2号

議 長 日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 転用1を議題とします。

本案の申請者である並木嘉照氏が令和8年4月29日に死亡されていたことが判明したた

め、本案の取り扱いを保留したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、本案を保留することに決定いたしました。

◎議案第3号

議長 日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 所有権移転1を議題といたします。

津田委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

津田委員。

津田委員 はい、議長。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 所有権移転1について書類審査及び現地調査の結果について報告いたします。

担当は津田です。

概要については議案書記載のとおりです。

権利者と義務者の関係については、第三者です。

申請地は、はにわ台団地から南へ300メートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地に該当します。

現地は綺麗に整備されていました。県道に接続されているため、進入路は確保されています。

転用目的は、太陽光発電設備を設置するための恒久転用です。太陽光発電設備、パネル626枚、PCS5台、キュービクル1基、入口に高さ1.8メートルの門を設置いたします。

工事費は2,456万1千円で土地の埋立・造成はいたしません。工期については令和9年1月4日から4月30日を予定しております。

接続は申請から系統連系し接続まで14か月を要する見込みとなっております。

土地選定理由は、当該土地付近は既存の太陽光発電所も存在し盛業中であり、土砂流出の危険性もなく平地のため安定した発電が可能と判断したとのことです。

資金等については、残高証明で確認を行い事業総額より多いことを確認いたしました。

上水道は使用しません。雨水は敷地内で浸透処理により流出防止を行います。汚水・雑排水は発生いたしません。外周フェンスを工事をし、防犯対策を行います。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

議 長 次に、所有権移転2を議題といたします。

塩澤委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

塩澤委員

塩澤委員 はい、議長。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 所有権移転2について書類審査及び現地調査の結果について報告いたします。

担当は塩澤です。

概要は議案記載のとおりです。

書類審査のため、出席者はありません。

申請地は、畑 1筆で2,175㎡、根木名ファミリータウン団地集中浄化槽の隣に位置しています。周囲は住宅地や浄化槽処理施設に囲まれており、農地区分は第2種農地です。

農振除外は、平成10年6月10日に全体見直しです。

権利者は、一般貨物自動車運送業者で事業の拡大・合理化を図るため車両置場が不足していることから申請にいたしました。

事業費は、自己資金で対応いたします。過去の転用・第三者の権利もありません。

工期は、許可後から令和8年12月28日までとなっています。

雨水は砕石及びアスファルトによる自然浸透、汚水・雑排水はありません。

工事中及び工事後も適切管理を行い事故防止に努めるとのことです。

周辺には農地がないため影響はありません。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

◎議案第4号

議 長 日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について 計画変更1を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について説明いたします。

本件土地は、令和8年3月26日付で既存太陽光発電設備の進入路として全体面積の内186.83㎡で許可を受けた案件になります。

当初の許可申請時には、図面測量による面積にて許可を得ていましたが、分筆登記に先立ち全体測量を行った結果、実測面積と許可申請時の面積に差異が生じたことから、正しい面積である191.34㎡で計画変更承認申請をするものです。

詳細につきましては、議案をご確認ください。

説明は以上です。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

◎議案第5号

議 長 日程第6 議案第5号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表(案)についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

それでは、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況
の公表(案)について御説明させていただきます。

本案につきましては、毎年5月の総会にて報告させていただいているところです。

農業委員会は農業委員会等に関する法律により、農地等の利用の最適化に関する指針を策
定し、農地の集積や遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地利用最適化の推進活動を
実施することとされています。

その活動の透明性を確保し、農地の利用最適化推進とその他実施状況について公表すると
されていることから今回議案として提出させていただき、御意見・御承認をいただき、公表
するものです。

こちらは別添の資料となります。左上に議案第5号、右上に別紙様式第5と記載されてい
るものになります。

それでは、議案第5号の資料をご覧いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたし
ます。

1ページをご覧ください。

I 農業委員会の状況(令和8年4月1日現在)について、1農業委員会の現在の体制に
ついてですが、令和7年度中に中立委員1名が辞任したことから、農業委員数の実数を7
とし、中立委員を0としました。

2農家・農地等の概要についてですが、左側の経営体数、中央の農業者数は前年同様です。

※印にも注意事項として記載されていますが、すべて農林業センサスからの数字になりま

す。

こちらは、5年に一度の統計のため、昨年度と同数値となっていますので御了承願います。

なお、2025年農林業センサスの集計結果は概要を令和7年11月末、詳細を令和8年3月以降としています。

右側の経営体数については、農政課より直近の数値をいただいております。認定農業者につきましては、令和6年度から29増となりました。

また、認定新規就農者は1減、農業参入法人は2増となっております。

その下、耕地面積は農林水産省統計数値の耕地及び作付面積であり、統計資料の数値になります。

なお、合計数値が合っていないことや昨年との増減変動の理由として、数値元である関東農政局へ確認したところ、県全体面積を市町村ごとに調整配分した加工数値であること、公表における四捨五入表示による影響、県ごとの目標設定等の補正率を加味することにより、一部誤差が生じる場合があるとのこととございます。

2ページをご覧ください。

Ⅱ 最適化活動の実施状況の1最適化活動の成果目標(1)農地の集積①現状及び課題についてですが、農政課の資料を基としておりますので、これまでの集積面積は272.8ヘクタール、集積率は11.4パーセントです。

③実績については、令和7年度の新規集積面積が50.6ヘクタールで、令和7年度末の集積面積(累計)は324.2ヘクタール、令和7年度末の集積率13.6パーセントで②の目標に対する達成状況は100.7パーセントでした。なお、点検結果として、農業委員会の活動内容のPRを含め、担い手に内容の周知を図り、市農政部局及び農業委員活動を通じて利用集積を図りました。

(2)遊休農地の発生防止・解消でございますが①現状及び課題と②目標については記載のとおりです。

3ページをご覧ください。

③実績については、既存遊休農地の解消実績面積は6.8ヘクタールで②の目標に対する達成率は136.0パーセントです。新規発生遊休農地の解消実績面積は6.8ヘクタールです。

④その他は、昨年度の農地利用状況調査の時期と数値を記載し、点検結果は農政部局と協力し集積を図りました。

(3)新規参入の促進の①現状及び課題についてですが、令和7年度新規参入者は3経営体

でした。

4 ページをご覧ください。

③実績については、随時、窓口にて相談対応しました。

参考欄につきしては、令和7年度の新規参入数を記載しています。

なお、点検結果としては、課題として経営者の高齢化が進んでいるため、新たな担い手の育成を市農政部局と連携を図りながら推進する必要がある。とさせていただきます。

2 最適化活動の活動目標につきましては、各目標に対し実施しました。

目標の達成状況は各推進員から提出された記録簿により集計した結果、20名全員が目標に対して期待を上回る結果が得られた状況となりました。

6 ページをご覧ください。

Ⅲ 事務の実施状況についてですが、1 総会等の開催実績につきましては、令和7年度は、合計24回開催しました。

2 農地法第3条に基づく許可事務についてでございますが、1年間の処理件数は46件、うち許可件数は45件でございます。

令和7年度の処理期間の実施状況は、処理期間の平均は29.3日で許可に至っておりますので、円滑であり特に是正の必要はないものと考えております。

3 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）については、1年間の処理件数は68件、うち許可相当件数は67件でございます。処理期間の実施状況としては、許可申請から意見を添付して県に進達するなどの期間が平均で21.2日となっておりますので、特に是正の必要はないものと考えております。

4 違反転用への対応についてでございますが、現状は、管内の農地面積が2,380ヘクタールで、違反転用面積は11.6ヘクタールです。

課題としては、他法令に関連しているなど農地法のみでの解決が困難であるとし、活動内容は、広報紙の活用、パンフレットの配布による啓発活動や現地パトロールを実施しました。

令和7年度実績については、解消とした実績はございませんでした。

富里市の審査会では事実関係の確認や許可基準に基づいた書類審査を行うとともに、複数の農業委員及び事務局職員で現地調査並びに場合によっては申請者に対する聞き取り調査を実施し、総会では関係法令、許可基準に基づき議案ごとに審議していることから、特に是正の必要はないものと考えます。

また、審議結果等の公表の実施状況は、議事録を作成し市公式ホームページにて公表して

おりますので、特に是正の必要はないものと考えます。

令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）
についての説明は、以上です。よろしくお願いたします。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

議 長 塩澤委員

塩澤委員 はい、議長。

2 ページ 1 最適化活動成果目標の②目標の部分ですが、今年度末の集積率13.5パーセン
トの計算式を教えてください。

議 長 事務局

事務局 はい、議長。

お答えいたします。

今年度末の集積面積を農地面積で割った数値となります。

議 長 ほかに意見はありませんか。

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎議案第6号

議 長 日程第7 議案第6号 令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）についてを議
題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）について、御説明します。

こちらも別添資料をご確認ください。7ページをご覧ください。左上に議案第6号、右上
に別紙様式第1号と記載されているものになります。

内容につきましては、議案第5号で御説明しましたが、農地等の利用の最適化に関する指

針に基づき、目標等を設定しております。

8ページをご覧ください。

Ⅱ最適化活動の目標の1最適化活動の成果目標(1)農地の集積②目標の今年度の新規集積面積は、指針に基づき10ヘクタールとしています。

(2)遊休農地の解消でございますが①現状及び課題と②目標については記載のとおりです。

9ページをご覧ください。

(3)新規参入の促進②目標につきましては、※印2にありますとおり、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上である1.5ヘクタールを目標面積としております。

2最適化活動の活動目標につきましては、昨年度の状況として目標に対して期待を上回る結果が得られたことから、前年度と同様としております。

令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)の説明は、以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

以上で審議案件は終了しました。

◎議案第7号

議長 日程第8 議案第7号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

事務局 議案第7号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について御説明いたします。

本案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、

4月22日付にて富里市長より農業委員会会長に対し農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求められたものです。

内容につきましては、次第の15ページから16ページに記載のとおりです。

以上です。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は承認することに決定しました。

◎報告第1号

議 長 日程第9 報告第1号 農地法第5条の規定による届出について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

報告第1号 農地法第5条の規定による届出について、御報告します。

次第の16ページから18ページに2件ございます。

令和8年4月16日付で届出のありました農地法第5条の規定による届出につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上です。

議 長 報告第1号について質問等はありませんか。

(発言する者なし)

ないようですので、了解いただきたいと思います。

◎報告第2号

議 長 日程第10 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局
の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、御報告します。

次第の19ページから21ページに3件ございます。

農地法第18条第6項の規定による農地の貸借における合意解約の通知につきましては、添
付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、

N01は令和8年3月28日付

N02は令和8年4月15日付

N03は令和8年4月17日付でこれを受理しました。

以上です。

議 長 報告第2号について質問等はありませんか。

(発言する者なし)

ないようですので、了解いただきたいと思います。

◎閉 会

議 長 以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会します。

(午後2時22分)

議事録署名委員

会 長

署名委員

署名委員